

令和8年度八尾市立衛生処理場大気関係等・作業環境ダイオキシン類関係測定分析業務 仕様書

本仕様書は、八尾市（以下「発注者」という。）が受注者に委託する八尾市立衛生処理場大気関係等・作業環境ダイオキシン類関係測定分析業務について適用するものであり、受注者は、以下に示す要領に従って、環境計量証明に基づく測定を行うものとする。

なお、この仕様書に記載されていない事項であっても、これに付随して必要と認められる軽微な部分は、契約金額の範囲内で実施するものとする。

【大気関係等】

1 測定箇所及び測定項目・回数

(1) ばいじん等測定 (年2回、9・3月)

測定場所 測定項目	スクラバー 入 口	焼却炉 排 出 口
ばいじん		○
窒素酸化物		○
硫黄酸化物	○	○
塩化水素		○
オルサットガス分析	○	○
風量	○	○
全水銀 (ガス状・粒子状)		○

(2) 硫黄酸化物測定 (年4回、5・7・11・1月)

測定場所 測定項目	スクラバー 入 口	焼却炉 排 出 口
硫黄酸化物		○
オルサットガス分析		○
風量		○

(3) 悪臭測定

(年1回、9月)

測定場所 測定項目	スクラバー 入 口	脱臭装置 排 出 口	敷地境界線		
			西	南	北
アンモニア	○	○	○	○	○
メチルメルカプタン	○	○	○	○	○
硫化水素	○	○	○	○	○
硫化メチル	○	○	○	○	○
二硫化メチル	○	○	○	○	○
臭気濃度	○	○	○	○	○

(4) ダイオキシン類

(年1回、9月)

測定場所 (測定資料) 測定項目	焼却炉排出口 (排ガス)	電気集塵機 飛 灰	焼却灰	敷地境界線		
				西	南	北
ダイオキシン類	○	○	○			

(5) 水銀含有試験

(年1回、9月)

測定資料 測定項目	汚泥 (沈砂)	電気集塵機 飛 灰	焼却灰	敷地境界線		
				西	南	北
水銀含有量	○	○	○			

2 分析方法

① ばいじん

: J 1 S Z 8808

- ・酸素濃度及び排ガス量も測定すること。

また酸素濃度は、連続分析（30～60分）を行うこと。

② 硝素酸化物

: J 1 S K 0104

- ・酸素濃度も測定すること。

また窒素酸化物濃度、酸素濃度とも連続分析（30～60分）を行うこと。

③ 硫黄酸化物

: J 1 S K 0103

- ・酸素濃度及び排ガス量も測定すること。

また酸素濃度は、連続分析（30～60分）を行うこと。

④ 塩化水素

: J 1 S K 0107

- ⑤ 全水銀（ガス状・粒子状） : 平成28年環境省告示第94号
⑥ アンモニア : 昭和47年環境庁告示第9号別表第一
⑦ メチルメルカプタン : 昭和47年環境庁告示第9号別表第二
⑧ 硫化水素 : 昭和47年環境庁告示第9号別表第二
⑨ 硫化メチル : 昭和47年環境庁告示第9号別表第二
⑩ 二硫化メチル : 昭和47年環境庁告示第9号別表第二
⑪ 臭気濃度 : 平成7年環告第63号
⑫ ダイオキシン類 : ア) 飛灰及び焼却灰
廃棄物処理におけるダイオキシン類標準測定
分析マニュアル（平成9年2月）
イ) 排出ガス
J 1 S K 0 3 1 1
[一酸化炭素濃度、酸素濃度の連続分析を行うこと。]
⑬ 水銀含有試験 : 底質調査方法 II-5. 14. 1

3 その他

- (1) 測定の実施については、発注者の指定する日時に行うものとする。
- (2) 測定結果の報告については、測定実施後10日以内に書面2部をもって、発注者に通知するものとする。ただし、ダイオキシン類に係るものについては、分析完了後、30日以内に報告するものとする。

【作業環境ダイオキシン類関係】

1 測定箇所及び測定項目・回数

(年2回、6・2月)

測定箇所 測定項目	焼却炉周辺 (屋 内)	脱臭炉周辺 (屋 内)	特 記
ダイオキシン類 (ガス状・粒子状)	1 箇所	1 箇所	6月のみ実施
総 粉 じ ん	7 箇所	6 箇所	6月、2月

2 分析方法

ダイオキシン類：昭和51年労働省告示第46号に準ずる。

3 その他

- (1) 測定の実施については、発注者の指定する日時に行うものとする。
- (2) 測定結果の報告については、6月実施分は測定後40日以内に書面2部をもつて発注者に通知するものとし、2月実施分は同20日以内とする。
- (3) 環境への配慮

発注者は、環境配慮活動に取り組んでいることから、本仕様書に基づく作業については可能な限り環境負荷を低減させるよう配慮すること。

また、以下の事項についても可能な範囲で行うよう努めること。

- ・報告書に使用する用紙は再生紙とし、両面印刷を行う等使用枚数の削減に努めること。
- ・業務実施等に係る自動車の使用については、極力低公害車を使用すること。
- ・当業務に伴って発生する廃棄物については、適正に処理するとともに可能な限り低減すること。

以上